

彦 生 第 6 8 5 号
令和 6 年(2024 年)3 月 29 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

彦根市長 和田 裕行

国道 8 号彦根～東近江(仮称)に係る環境影響評価準備書に対する
環境の保全の見地からの意見について(回答)

平素は、本市環境行政の推進にご指導、ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 5 年(2023 年)9 月 27 日付け、滋環政第 763 号で依頼のありましたみだしの件につきまして、本市からの意見を下記のとおり回答いたします。

記

1 全体的事項

事業実施段階において、自然環境や社会情勢の変化に伴う環境影響が増加する恐れが生じた場合には、環境影響を最小限に抑えるために必要な環境保全措置を再検討すること。
共用開始後においても調査を適切に実施し、必要に応じて環境保全措置を講じること。

2 公害関係について

事業の実施にあたっては、各種法令を遵守し、住環境への影響を考慮した上で、環境保全措置を講じること。

3 生態系の保全について

重要な動物の繁殖時期等の生息状況を定期的に把握し、生態系の保全に努めること。

近 八 環 第 1 0 7 0 5 号
令 和 6 年 3 月 2 9 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

近江八幡市長 小西 理

国道 8 号彦根～東近江(仮称)に係る環境評価準備書に対する環境の保全の見地からの
意見について(回答)

令和 5 年 9 月 2 7 日付け滋環政第 7 6 3 号で依頼のあった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

騒音・振動について

- ①工事や工事用車両の運行に係る騒音・振動について、必要な環境保全措置を行い、周辺住民の生活環境への配慮を徹底すること。予測を超える事態(規制基準超過等)となる場合、または周辺住民からの苦情があった場合は、追加で必要な対策を行い、負荷の低減に努めること。
- ②供用後の自動車騒音について、遮音壁の設置にあたっては、通行する車両の見通しが著しく低下することがないようにすること。また景観についても配慮すること。

水質・生態系について

本市における対象事業実施区域の周辺には多数の農地があり、事業の実施による生態系や生息域の変化に伴う農作物への影響も少なからず懸念される。このため、可能な限り自然に近い環境での動植物の生息・生育域を確保し、生態系への影響を低減すること。

以上

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大造 様

東近江市長 小椋 正清

国道8号 彦根～東近江（仮称）に係る環境影響評価準備書に対する
環境の保全の見地からの意見について（回答）

令和5年9月27日付け滋環政第763号にて依頼のあった標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

1（全体的事項）

環境影響評価法に基づく事後調査を確実に実施し、必要に応じて講じた保全措置については、所在地自治体に情報提供すること。

評価書作成においては、準備書からの修正事項が環境に大きく影響する場合において、評価書作成までに地域住民等に対し、丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2（個別的事項）

環境影響評価の結果に関して、大気質の工事の実施（建設機械の稼働）に伴う粉塵等で参考値超過の予測があることから環境保全措置を遵守し確実に環境負荷の軽減に努めること。

騒音の供用（自走車の走行）に関して、計画路線は騒音を増加させないレベルとした上で評価結果が基準超過する地点があるが、当該道路管理者と連携、調整を図り騒音が軽減するよう配慮願いたい。

事業実施に向けては、嵩上式工法となる地点は、洪水被害、景観の確保ほか農地や住宅への日照阻害を懸念する声があり、費用負担や補償のみでなく、住民意見に最大限配慮した措置に努めること。

事業実施に向けては、重要な動植物の生態系に最大限配慮し、自然環境等への影響をできる限り回避及び低減に努めること。また、移植又は播種を講じた植物の生育状況及び生育環境の状況などの情報提供を行うこと。

事業実施においては、祭礼や神事に影響が生じないよう最大限配慮すること。

愛環第 1997-2 号
令和 6 年 3 月 15 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

愛荘町長 有村 国知

「国道 8 号彦根～東近江（仮称）に係る環境影響評価準備書」または「見解書」に対する環境保全の見地からの意見について（回答）

令和 5 年（2023 年）9 月 27 日付け滋環政第 763 号にて依頼のあった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

意見なし

甲 住 第 488 号
令 和 6 年 3 月 29 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

甲良町長 寺本 純二

国道 8 号 彦根～東近江（仮称）環境影響評価準備書について
環境保全の見地からの意見について（回答）

去る令和 6 年 3 月 23 日（土）に開催された公聴会で述べられた公聴人の意見に配慮し、
今後の協議を進めていただきたい。

豊 住 生 第 6 7 号
令和 6 年 3 月 2 8 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

豊郷町長 伊 藤 定 勉

国道 8 号彦根～東近江（仮称）に係る環境影響評価準備書に対する
環境の保全の見地からの意見について（回答）

令和 5 年 9 月 2 7 日付け、滋環政第 7 6 3 号で照会のあったこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

意見なし

多産環第16号

令和6年3月29日

滋賀県知事 三日月 大造 様

多賀町長 久保 久良

国道8号 彦根～東近江（仮称）環境影響評価準備書について
環境保全の見地からの意見について（回答）

令和5年9月27日付け滋環政第763号にて依頼のあった標記の件について、別紙のとおり回答します。

国道 8 号 彦根～東近江（仮称）に係る環境影響評価準備書に対する多賀町意見

本環境影響評価準備書について、環境保全の見地からの意見は次のとおりである。

1（全体的事項）

- ① 本事業の工事着手及び供用開始時期は確定されておらず、事業の詳細計画及び事業の具体化に伴い、現段階で予測しえない社会構造や自然環境の変化が見込まれる。したがって、事業の評価書段階並びに事業の実施段階において、工法や社会情勢の変化に伴う環境影響の増加の恐れが生じた場合には、その変化の状況に応じ、環境への影響について必要な環境保存措置を再検討すること。
- ② 今後追加的な環境保全措置を検討する際は、防災対応も含め、関係機関等と事前に調整を十分に行い、措置の内容が十分なものとなるよう、専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

2（個別的事項）

（騒音、振動）

- ① 防音パネル等の設置については、住環境への影響を考慮したうえで環境保存措置の実施を検討すること。

（景観）

- ① 構造物のデザイン等を具体化する段階では、住民意見や専門家の助言を踏まえて検討し、防音パネル・照明等の付帯的な構造物の影響も含めて評価を行い、環境保全措置に努めること。
- ② 構造物が周囲の景観と調和するように工夫すること。

（文化財、伝承文化）

- ① 工事前や工事中において、文化財として判断されうるものが工事ルートで発見された場合は、速やかに関係機関に相談し、文化財保護を念頭に置いた対策を検討すること。

3（その他配慮すべき事項）

- ① 路面凍結防止剤を含む道路排水による動植物や農業用水への影響について、周辺地域に影響が出ないように配慮すること。